

北海道告示第10897号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年5月1日までに北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ倶知安店

北海道虻田郡倶知安町南11条西1丁目30番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成

北海道札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

佐々木 洋一

北海道虻田郡倶知安町南11条西1丁目42番2号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 337台

(変更後) 160台

(イ) 駐輪場の収容台数

(変更前) 45台

(変更後) 30台

(ウ) 荷さばき施設の面積

(変更前) 465平方メートル

(変更後) 313平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 67立方メートル

(変更後) 55立方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口6箇所、入口1箇所、出口1箇所

(変更後) 出入口3箇所、入口1箇所、出口1箇所

(4) 変更の年月日

平成30年8月14日

(5) 変更する理由

DCMホームマック棟を廃止・滅失するため

2 届出年月日

平成29年12月13日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年12月28日（木）から平成30年5月1日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、倶知安町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は倶知安町へ問い合わせること。